シリーズ第5回

議会Q&A 協議又は調整を行うための場について

「議員は議会が開催されていない時は何をしているのか。」との声をよく耳にします。定例会は年４回開催されますが、議員は議会が開催されないときでも各種委員会を開くなど市政に関して調査をしているほか、さまざまな会議に出席しています。その例として今回は、「協議又は調整を行うための場について」説明します。

平成20年の自治法改正により、議会は会議規則に定めることにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるようになりました。

この改正は、普通地方公共団体の議会の議員活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている、会派代表者会議、全員協議会等について、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確にしようとするものです。

天草市議会で規定している協議の場は、次のとおりです。

■会議規則（第166条）で規定している協議又は調整を行うための場

名　称	目　的	構成員
全員協議会	市政に関する重要な事項又は議会の運営に関し協議、調整、意見交換等を行う	全議員
会派代表者会議	各会派間の意見の調整その他議会運営上必要と認める事項について協議、調整、意見交換等を行う	議長及び各会派の代表者
広報広聴委員会	議会の広報又は広聴に関し協議、調整等を行う	広報広聴委員
当初予算説明会	当初予算に関し協議、調整等を行う	全議員
政策討論会（P2~3参照）	市政に関する重要な施策又は課題に関し協議、調整、意見交換等を行う	全議員

議長日記

９月議会は、委員会付託へ変更した案件３件・条例の継続審査１件・付帯決議２件・議員発議１件と、類まれな緊張感あふれる議会となり、事務局においてもあらゆる場面を想定し臨んだ議会となりました。この他議会では、会期中に初めての政策討論会も開催いたしましたが、これらのことは、議会報告会で戴いた皆さんの熱い想いの成果だと思います。

まだまだ十分とは言えませんが、変わりつつある議会を感じています。『執行部と議会』車の前後の両輪から、左右の両輪へ前進します。

議長　池田　裕之

海道をゆく

御所浦島峠（標高４４２ｍ）

今回も山の紹介です。御所浦島のフェリー発着上より車で約20分、徒歩にて約90分で山頂に到着。御所浦島最高峰の山です。360°のパノラマで、天気が良ければ、長崎の雲仙普賢岳・南東に宮崎県の韓国岳・南西には鹿児島県の獅子島、長島が見えます。

皆さんも実際に登って眺めの美しさ、マイナスイオンの癒し、そして自然からもらうパワーを実感してみて下さい。

濱洲　大心

編集後記

９月定例会の最中、２０２０年、東京五輪開催が決定しました。折りしも12年ぶりの熊本県民体育祭・天草大会の直前でもありました。不意に何か新たな行動を起こさなければと力強くこみ上げてくる「なにか」を感じた国民・市民も少なくないと思います。

次の世代を担う若き精鋭たちが思う存分、力を出し尽くせるような天草独自のサポート体制が必要だと感じます。

文化・スポーツが生涯の生きがいとなる、継続できるサポートを考えたい。是非、市議会としても、構築可能な施策につながるよう努力し、また、市民の皆様の熱い思いを届けて戴けたら揺るぎない力になると思います。

市民の皆様のお声をお待ちしております。

宮下　幸一郎

天草市議会広報広聴委員会
〔前列左から〕
委員長　濱洲大心・副委員長　福嶋啓子
〔後列左から〕
委員　楠本千秋・船辺　修・蓮池良正
宮下幸一郎・黒田忠広